

議案第 3 1 号

山都町井無田高原キャンプ場条例の一部改正について

山都町井無田高原キャンプ場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 3 月 6 日提出

山都町長 坂本靖也

(提案理由)

施設の状況や利用形態の変化及び諸物価、人件費等の高騰に伴い使用料を改め維持管理経費を確保するため、山都町井無田高原キャンプ場条例を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町井無田高原キャンプ場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町井無田高原キャンプ場条例の一部を改正する条例

山都町井無田高原キャンプ場条例（平成17年山都町条例第128号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第13条、第18条関係）

区分	使用料	摘要
入場料	500円	小学生以上1人当たり
テント持込	2,000円	1張
タープ持込	1,000円	1張
キャンピングカー	5,000円	1台

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の山都町井無田高原キャンプ場条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用料について適用し、施行の日前の使用料については、なお従前の例による。

山都町井無田高原キャンプ場条例(平成17年条例第128号)新旧対照表

現行			改正後（案）		
別表第2(第13条関係_____)			別表第2(第13条関係、第18条関係)		
区分	使用料	摘要	区分	使用料	摘要
入場料	500円	小学生以上1人当たり	入場料	500円	小学生以上1人当たり
テント5人用	2,000円	1泊当たり	テント持込	2,000円	1張
テント7人用	2,500円	1泊当たり	タープ持込	1,000円	1張
寝袋	600円	1組	キャンピングカー	5,000円	1台
炊飯用具一式	400円	1人分			
バーベキューセット	500円	1台			
テント持込	1,500円	1張			
タープ持込	500円	1張			
キャンピングカー	10,000円	1台			